

○海上自衛隊における人工呼吸の実施方法について（通達）

平成13年1月22日
海幕衛第311号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、下記のとおり定める。

なお、海上自衛隊における人工呼吸の実施方式について（海幕衛第1865号。61. 4. 12）は、廃止する。

記

1 人工呼吸の方式

呼気吹き込み式人工呼吸法（口対口人工呼吸法）

2 実施上の一般的注意事項

- （1）一刻も早く実施すること。
- （2）心停止の場合は、併せて心臓マッサージを実施すること。
- （3）患者の保温に留意し実施すること。
- （4）根気よく行うこと。
- （5）自発呼吸が始まったならば、その呼吸に合わせてしばらくの間続けて行うこと。

3 実施要領

別図のとおり。

添付書類：別 図

写送付先：部内全般

呼吸吹き込み式人工呼吸法（口対口人工呼吸法）

(1) 傷病者の意識がないことを確認し、救助者は傷病者を仰臥位として頭部側面に位置する。

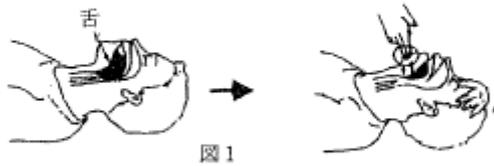


図1

(2) 傷病者の頭側にある手を傷病者の頭額部から前頭部に当て、他方の手の指を患者の下顎下面の端（おとがい部）に当て、これを持ち上げて気道を開放する（頸部を過伸展しないようやさしく扱う）。（図1）



図2

(3) 自発呼吸の再開の有無を確認する（聞いて、見て、感じて）。（図2）
(4) 自発呼吸が再開しない場合、おとがい部を押し上げている手はそのままとしもう片方の手で傷病者の鼻をつまみ、患者の口全体を大きくくわえて息を吹き込む。（図3）



図3

(5) 傷病者の胸郭部が持ち上がることを確認する。吹き込みに際して抵抗を感じる場合は、再度気道の開放を行う。それでも抵抗を感じる場合には口腔内を観察し、異物等を取り除く。

(6) 吹き込みが終わったら口を外し、傷病者の口から呼吸が流出することを確認する。（図4）

(7) 頸動脈で脈拍の確認を行い、脈拍があればその後は5秒に1回の割合で続行する。

(8) 傷病者が自発呼吸を再開するまで続ける。



図4